

# 電 300, 電 350 技術者の倫理

## 第 14 回

### 技術者の財産的権利

# 前回の課題 (失敗の責任) から (1)

## 昼間主 (1)

- 誰かが責任を取らなければならないので後の世代に負担がかかるのは仕方ない
- 会社等が過去の失敗の責任を引き継ぐのは当然・仕方ない
- 国や自治体は事態収束まで責任を果たすべき
- 過去の世代の成果の恩恵を受けている以上失敗も引き受けるべき
- 失敗の記憶を継承すべき・失敗を知識 (経験) 化すべき
- 失敗を繰り返さないようにすべき
- 失敗の原因を究明すべき

## 前回の課題 (失敗の責任) から (2)

### 昼間主 (2)

- 海のごみの清掃などはやらざるを得ない
- 持続可能な開発は必要
- 解決策を検討すべき
- 賠償金を支払うべき
- 被害者救済は必要
- 問題解決のための技術開発をすべき
- 後の世代は時代の移り変わりを理解し変化する状況に適応すべき

## 前回の課題 (失敗の責任) から (3)

### 昼間主 (3)

- 今の問題を解決するのは今の人のため
- 会社の失敗の場合は失敗したのは会社, 世代論は問題のすりかえ
- 自分達が後の世代に失敗の後始末をさせるのは良くない
- とにかく現在の世代が全責任を負うべき (!)
- 被害を受けた人がいなくなるまで賠償を続けるべき (!)
- 信頼を回復するまで責任を負うべき (!)

## 前回の課題 (失敗の責任) から (4)

### 昼間主 (4)

- 過去の世代に責任を取らせるべき (!)
- モラルハザードを防ぐために後の世代が100%責任を負うべき (!)
- 親の残した借金などは責任を負うべき (!)
- もとの状態に戻すべき (!)

## 前回の課題 (失敗の責任) から (5)

### 昼間主 (5)

- 後の世代には責任はない・理不尽だ
- 問題によって対応が変わる・一般化できない
- 失敗した者が解決策を提示すべき (!)

# 前回の課題 (失敗の責任) から (6)

## 夜間主 (1)

- 過去の経験を継承すべき
- 問題解決のための技術開発をすべき
- ある程度責任はあり, 賠償等は必要
- 現在の世代に影響があるような責任の取り方はすべきでない
- 会社等が過去の失敗を償うのは当然
- 過去の世代が責任を果たせていないなら現在の世代が責任を負うべき
- 今の問題について安全管理すればよい

## 前回の課題 (失敗の責任) から (7)

### 夜間主 (2)

- 現在の世代は過去の世代が納得するような責任の取り方をすべき (!)
- 親の借金は返さなければならないのでは (!)
- 地球という環境を共有している以上全責任を負うべき (!)



## 前回の課題 (失敗の責任) から (8)

### 担当者見解 (あくまで個人的意見)(1)

- 過去の世代は要するに他人であって、責任は原則として「ない」と思う
- 現在目の前にある問題は要するに現在の問題であって、その原因が過去の世代の失敗であるか否かは本質的でないのでは
- 失敗の知識化も、要するに今をよりよく生きるためであって、責任論とは無関係
- 被害者の救済は (社会福祉の観点から) 必要だとは思いますが、責任とは切り離して考えられる
- 現在の問題は可能な限り現在で閉じるよう努力すべき
- たとえば、年金を払うが自分は受けとれないというのに納得できるのか、という問題がある

## 前回の課題 (失敗の責任) から (9)

### 担当者見解 (あくまで個人的意見)(2)

- 老人が現役世代に責任を負わせるような論説を形成するのもある種のモラルハザードではないか
- 失敗から「学びすぎる」のも問題(「羹に懲りて膾を吹く」)
- 法治主義の観点から言って、遡及立法で過去の世代に賠償をさせることは不当
- 相続放棄という手続があり親が残した借金を負う法的義務はない、相続権はあくまで権利であって義務ではない
- 選択の余地があるかどうかも問題 (就職する会社は選べるが親は選べない)
- 被災者利権などといったものも存在する
- 「被害者が満足するまで」というのはナンセンス・無限責任は未開人の思想

## コメント欄から

- 南極に紫外線が降り注いで何か問題があるのか？
  - － 大気循環によってオゾンの少ない大気が流動するので南半球高緯度地域には影響あり
  - － オゾンホールの問題は、発見時点では地球全体で紫外線量が増える可能性があり、大問題だった；よって、この時点で大騒ぎしたのは妥当
  - － フロンガス規制はうまくいった
  - － 中緯度地域のオゾン破壊はほぼ止まったと考えられている；オゾン層回復には回復には50年以上かかる見込み

## コメント欄から

- 南極のオゾン減少の原因は何か?
  - － フロンガスが成層圏で紫外線によって分解されること; 南極域の成層圏にできる雲と極渦で反応が進む
  - － 中緯度地域上部成層圏では, 塩素がメタンや二酸化窒素と結合することでオゾン破壊が止まる
  - － オゾン層に関する情報については,  
国立環境研究所, オゾン層の破壊-過去・現在・未来-  
<http://www.nies.go.jp/escience/ozone/index.html>  
を参照するとよい

## ナイロン (1) p.209

- ナイロンはデュポンで開発された合成繊維
- 以下の記述の典拠: デュポン社の WWW ページ  
[http://www2.dupont.com/DuPont\\_Home/ja\\_JP/](http://www2.dupont.com/DuPont_Home/ja_JP/)
- 教科書の記述は新聞記事の引用であるが, 正確でない

## ナイロン (2) p.209

- デュポン社の創業者は E. I. デュポン, フランス革命で USA に逃れる; 創業は 1802 年 (火薬工場)
- ナイロン開発者のウォレス・ヒューム・カロザースは 1928 年にハーバード大学からデュポンの中央研究所に招聘 (当時から激しい鬱病), 高分子研究計画を指揮
- カロザースの興味の対象は高分子化合物 (当時は構造不明), ポリマーは端と端が鎖状につながった小さな単位できているという説 (ヘルマン・スタウディンガーが提唱, 当時は少数派) があり, カロザースはスーパーポリマーを合成することでこれを証明しようとした

## ナイロン (3) p.209

- カロザースのチームは 1930 年にゴムの合成に成功 (アーノルド・コリンズ), 同日にポリエステルのスーパーパーポリマー作成に成功 (ジュリアン・ヒル)
- チームの成功とは裏腹にカロザースの精神状態は悪く, 自殺の示唆などをする
- 1930 年代は恐慌, 経営陣は研究所を守ったが, カロザースは多忙を極め, しかも経済的に成功する製品は出ず
- 1935 年の 66 繊維でようやく製品化
- 1937 年, カロザース, ホテルの一室で, 常に持ち歩いていた青酸カリを呷って自殺; 自分の科学的アイデアが枯渇することを怖れていたらしい

## 技術流出 (1) p.210~212

- 教科書には 1983 年の新潟鉄工資料持ち出し事件に関する記述
  - － 技術者たちが、自分たちが 10 年かけて作った CAD ソフトを社外に持ち出した事件
  - － 横領扱いだが情状酌量の余地があるという判決が出ている
- 近年は、中国人などによる技術の持ち出しが深刻化



## 技術流出 (2) p.210~212

# 新幹線 (日本経済新聞)(1)

<http://www.nikkei.com/news/headline/article/g=96958A9C9381959FE0E1E2E7958DE0E1E2E4E0E2E3E39494E0E2E2E2>  
中国版新幹線、米で特許申請準備 日中紛争の火種に現地報道 川重の供与技術、  
中国側「独自開発」と主張

2011/6/23 21:47

【北京=多部田俊輔】中国国有の鉄道車両製造大手、中国南車は米国で高速鉄道車両「CRH380A」の技術特許を申請する方向で検討を始めた。同車両は川崎重工業の技術をベースとしているが、南車は自社開発した技術だと主張。北京・上海高速鉄道(中国版新幹線)に使用しており、特許取得の申請で国威発揚につなげる狙いだ。米国での高速鉄道の受注もにらみ、日中間で特許紛争が起きる可能性が出てきた。

中国政府系英字紙チャイナ・デーリーが23日、南車幹部の話としてCRH380Aの米国での特許申請の検討を伝えた。特許を申請するのは、車両のベースとなる台車や先頭車両の先端部の技術で、すでに米国で弁護士を雇うなどの具体的な準備に入った。

南車の広報担当者も日本経済新聞の取材に対して、報道を大筋で認めた。CRH380Aは川重の技術をベースとしているが、独自の技術で改良を加えて時速380キロでの走行を可能にしたとしている。

川重の広報は「米国で特許申請がなされていないため、コメントできない」としている。ただ、同社関係者はCRH380Aは川重が技術提供した車両「CRH2」の延長線上としており、実際に申請すれば特許紛争になる可能性もあるとの見方を示した。

## 技術流出 (3) p.210~212

### 新幹線 (日本経済新聞)(2)

北京・上海高速鉄道は総投資額が2兆7千億円に達する過去最大の公共事業。開業は中国共産党創設90周年を記念するイベントとして位置付けられており、鉄道省は高速鉄道で技術力の高さをアピールし、国威発揚を狙っている。

しかし、中国メディアは鉄道省元幹部のコメントとして「CRH380シリーズ」は日本やドイツの技術だと指摘。日独の要請を無視し安全性を犠牲にすることで時速350キロによる走行を目指したが、技術力のアピールを最優先した鉄道省トップの汚職による更迭で最終的に時速300キロに落とすと暴露した。鉄道省や南車はメンツをつぶされた格好となったため、政府系英字紙を使って特許申請の動きを伝え、独自技術であることを主張する狙いとみられる。

特許申請の報道には、米国での高速鉄道計画の受注を巡るつばぜりあいという側面もある。川重を中心とする日本の企業連合はカリフォルニア州の計画の参入に名乗りを上げている。中国側も米国での受注を目指しており、特許取得の申請で優位に立とうという思惑がにじむ。ただ米国での特許申請で新幹線技術が中国独自のものではないと判断されるリスクもあり、中国南車が実際に特許を申請するかどうかは不透明との見方もある。

# 電気自動車に関する情報漏洩 (産経新聞)(1)

<http://sankei.jp.msn.com/economy/news/110112/biz11011221270109-n1.htm>

“スパイ天国” 狙われる日本企業 厳罰化も海外では無力

2011.1.12 21:25

日産自動車と仏ルノーが共同開発していた電気自動車 (EV) に関する情報漏洩問題は、産業スパイ事件として捜査が本格化する。高度のハイテク技術を持つ日本企業はこれまでもスパイの標的となる一方で、危機意識の希薄さから”スパイ天国”とも揶揄されてきた。流出先と伝えられる中国など新興国企業との競争が激化する中、今後も日本企業が狙われる可能性は高い。政府も厳罰化などの対策を進めてきたが、今回のように提携先の海外企業からの漏洩は想定していないなど新たな課題を突き付けている。

平成 19 年に自動車部品大手デンソーの中国人技術者が製品情報を持ち出した事件が起きるなど、日本国内でも、ロシアや中国によるスパイ事件は後を絶たない。昭和 57 年に日立製作所と三菱電機の社員が米 IBM のコンピューターの基本ソフトを違法に入手しようとしたとして米当局に逮捕されたこともあったが、その後、ハイテク製品で躍進した日本企業は、狙われる立場となった。

デンソー事件を受け、政府は 21 年に不正競争防止法を改正した。改正前は、スパイに当たる「営業秘密侵害罪」で摘発するには、情報流出が「不正競争」を目的とし、さらに「第三者に開示する」ことなどの構成要件が必要だった。

### 電気自動車に関する情報漏洩 (産経新聞)(2)

ただ、これでは容疑者が外国政府の関係者だった場合などは、不正競争が目的であるかどうかの認定が難しいという問題があった。このため、情報を流出させた人物が不正に利益を得ていれば、不正競争を目的としていなくても犯罪が成立するように改正。また、コピー禁止の書類を無断でコピーしたり、外部に持ち出したりするだけでも刑事罰の対象となる。

経済産業省は「罰則の重さについても最大で懲役 10 年、1000 万円以内の罰金と窃盗罪と同等の厳しさになっている」とし、スパイ行為に歯止めをかける抑止効果に期待する。

ただ、違法行為を前提とした政府組織にどこまで効力があるかは疑問だ。今回のように海外の提携企業や子会社での事件には無力だ。さらにルノーでは役員が、報酬を受け取り、情報を流出させた疑いが持たれており、リスク管理の専門家は「情報管理を厳格にするという通常の対策では防げない」と指摘する。

グローバル化が加速する中、日本企業にとっては海外企業との提携は不可欠。提携先の見極めだけでなく、スパイ防止や捜査での政府間の連携強化などの対応が求められる。

## 技術流出 (6) p.210~212

### デンソー事件 (共同通信)

<http://www.47news.jp/CN/200704/CN2007041901000280.html>

産業スパイ防止へ研究会 デンソー事件受け経産次官

経済産業省の北畑隆生事務次官は19日、名古屋市内で記者会見し、大手自動車部品メーカー「デンソー」の製品設計データ持ち出し事件を受け、産業スパイ行為の防止に向けて、省内に研究会を設置する考えを明らかにした。北畑次官は「日本の製造業の国際競争力は、ノウハウや現場の技能で支えられている。現行の特許制度では防ぎきれない、意図せざる流出を防がなければならない」と述べた。北畑次官は今回の事件で、罰則規定のある不正競争防止法を適用できなかったことから「それでいいのかどうか検討しなければならない」と強調。法制度の整備や、企業の合併・買収(M&A)による技術、ノウハウの流出の可能性など、デンソーの協力も得て、幅広く研究を進める考えを示した。

2007/04/19 04:05

【共同通信】

## 東芝で原発等の設計データの盗難

<http://www3.toshiba.co.jp/power/whatsnew/topics/20080521/index-j.htm>

2008年5月21日

株式会社 東芝電力システム社

### 当社事業所におけるハードディスク装置の盗難について

5月14日、当社府中事業所にて、データサーバの外付けハードディスク装置(以下HDD)3台、デスクトップパソコン内蔵のHDD1台が所在不明であることが確認され、5月15日及び19日にそれぞれ所轄警察署へ被害届けを提出しました。

当社の調査では、外付けHDDは最終執務者が5月12日夜に退社した際には現物が確認されており、他者による借用がないことから、12日深夜から14日にかけて盗難にあったものと判断しています。また、デスクトップパソコンは2007年4月27日から故障のため施錠管理された部屋に保管されていましたが、内蔵のHDDが取り外されていたことが5月14日に確認されました。

これらのHDD内に保管されていたデータについて、現在その内容を調査しております。HDD内には、火力、水力および原子力の発電制御システムの設計データ等が含まれていましたが、全データの確認には、あと数日を要する見込みです。

当社といたしましては、現在、内容の調査に全力をあげており、早急にその内容の確定を行うとともに、今回の原因に応じて、今後同様な事態が発生せぬよう再発防止の検討を含めた対応をとってまいります。

関係者の皆様には多大なるご心配をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

以上

## 技術流出 (8) p.210~212

- 技術流出で表に出るのは氷山の一角
- 金型や技術者の流出も問題
- 中華人民共和国では、裁判所で**模倣できる程度の技術は商業秘密でない**という鑑定が出たこともある (出典: 馬場, 中国ニセモノ商品, 中央公論新社, 2004)
- すでに手遅れの部分もあるが, 技術防衛の強化は必須

## 青色LED特許係争(1) p.212~216

- 青色LED開発者である中村修二氏が、当時の勤務先である日亜化学工業を相手取り、「相当の対価」などを求めて訴訟を起こした事件
- 当時中村修二氏は事実を大きく歪めたプロパガンダを展開しており、マスメディアも中村修二氏を支持した
- 教科書には中村修二氏側の主張のみが掲載
- 以下、谷，青色発光ダイオードは誰のものか，日刊工業新聞社，2006に準拠し，より詳しい経緯を説明



## 青色LED特許係争(2) p.212~216

### 経過

- 1993年 日亜化学工業が青色LEDを実用製品化(世界初)
- 1996年 日亜, 豊田合成を相手取り特許訴訟
- 1999年 中村修二氏, 日亜を退社
- 2001年 中村氏, 日亜を提訴
- 2002年 日亜と豊田合成の青色LED特許訴訟が和解
- 2003年 中村氏, 請求額を200億円に増額
- 2004年 東京地裁, 中村氏の請求通り200億円の支払いを日亜に命じ  
決, 発明の対価を604億円と算定
- 2005年 中村氏と日亜, 東京高裁で和解, 支払額8億4千万円, 同年  
特許法施行

## 青色LED特許係争(3) p.212~216

### 東京地裁判決

- 中村の青色LED特許は基本特許
- 日亜の青色LED市場における優位性は中村の貢献による
- 日亜における青色LED開発は中村個人の力によるものであり、独力で、独自の発想に基づいて本件特許を発明した
- 金額に関する記述は略

## 青色LED特許係争(4) p.212~216

### ▷ 東京地裁判決の問題点

- 事実誤認に基づく素人裁判
- 青色LEDには先行技術あり(赤崎ら, 1970年代, 名古屋大学)
- 青色LEDの研究はNTTで継続(松岡ら), のちに中止
- 中村氏は松岡氏に窒化ガリウム, 窒化インジウムの作り方に関する指導を受けている
- 日亜は中村氏に5億円を投じ, フロリダ大学への留学を許可した; これは中小企業としては破格の待遇
- 中村氏開発の製造技術は量産に不向きで破棄され, 日亜は別の技術で量産をしているが, 東京地裁の査定金額はこの破棄された技術が量産に使われたと仮定している

## 青色LED特許係争(5) p.212~216

### 東京高裁での和解

- 支払額8億4千万円
- 中村氏の和解に関するコメント:  
和解金額は全く納得していないが、代理弁護士の意見に従い、和解勧告を受け入れた
- 日亜側の和解に関するコメント:  
6億円という対価は過大で、納得していないが、会社の貢献度を95%と高く評価しており、早期解決のために和解勧告を受け入れた

## 青色LED特許係争(6) p.212~216

### ▷ 日亜の小川社長のコメント

- 青色LED発明は多くの人々の努力の賜物
- 青色LEDは一人の天才が仕上げたように世間では流布されているが、今回の和解で開発に係った若い技術者たちの名誉が回復したという点で意義を感じる
- 東京地裁の200億円支払いを命じた第一審判決については、中村側の情報操作に負けた面がある。会社を守るために積極的に今後は発言していこうと思っている

## 青色LED特許係争(7) p.212~216

### ▷ 中村氏のコメント

- 日本では、もう技術者たちが仕事をする意欲がなくなるのではないか。私が発明した多数の特許を全部含めて、たったの6億円。日本は大企業を重んじ、個人の権利を全く無視した国家であったことが証明された。これからは、講演などを通じ、理系を目指す人には是非、実力が収入に反映される米国に来るよう勧めたい。

どちらに共感するかは人それぞれ

# 企業と(元)従業員等の特許係争(1)

## トヨタ、技術発明の社員と和解 車体プレス特許訴訟

車体表面にしわなどができないよう滑らかにするプレス機械や技術を発明したトヨタの男性社員が、対価の一部として会社に5億円の支払いを求めた訴訟は26日、二審の知財高裁(中野哲弘裁判長)で和解が成立した。

関係者によると、会社側が一定額の支払いを認めたという。具体的な金額を双方とも明らかにしていない。

原告側によると、この男性は1982年の入社以来、プレス機械に関する数々の発明をしてきた。このうち機械の異常を診断する技術などの特許51件の対価は、最大で約3千億円に上ると主張。「トヨタは、他社とのライセンス契約に基づく実施料で多額の利益を得てきた」として2007年に提訴した。

09年3月の一審東京地裁判決が「トヨタは社内規定に基づく対価を既に支払っている」などとして請求を棄却したため、男性が控訴していた。

男性は「和解が成立してよかった。今後は職務発明の特許が公正に使用されることを望む」と話している。

トヨタ広報部は「和解が成立したのは事実だが、詳細は話せない」としている。

2011/01/26 22:01 【共同通信】

# 企業と(元)従業員等の特許係争(2)

ニュースリリース

2009年2月26日  
キヤノン株式会社

## 職務発明訴訟控訴審判決について

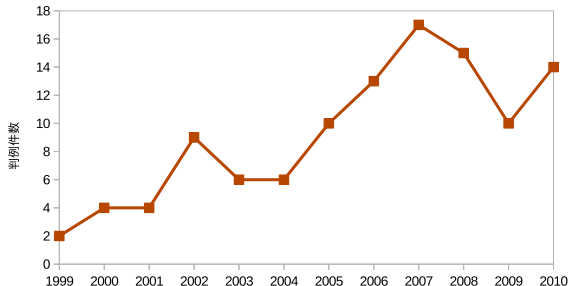
当社元従業員が、在職中の職務発明に対する対価の一部として、当社に10億円の支払いを求めている訴訟の控訴審判決が、本日、知的財産高等裁判所で言い渡されました。控訴審判決は、当社に対し約6,956万円(「相当の対価」5,626万円及びそれに対する利息)の支払いを命じ、特許法35条に基づく対価は既に支払い済みであるとの当社の主張はしりぞけられました。

当社の発明規程は、労働協約に依拠し、労使協議の上制定・改正されたものであり、その内容も明確な基準に基づいて発明に対する公正な評価を行うものであって、いわば2004年に改正された新特許法35条の趣旨を先取りしてきたものです。このような規程に基づき本件職務発明に対する対価は支払い済みであることを、当社は一貫して主張してまいりましたが、今回の控訴審判決で当社の主張が受け入れられなかったことは、誠に遺憾です。

今後の対応につきましては、判決内容を検討の上、判断いたします。



## 企業と(元)従業員等の特許係争(3)



裁判所 <http://www.courts.go.jp/> 判例検索システム  
知的財産裁判例 権利種別が特許権、全文に「職務発明」を含むもの

## 企業と(元)従業員等の特許係争(4)

- 最も最近の判決:
  - － 平成 20(ワ)22178 特許権承継対価請求事件 特許権 民事訴訟 平成 23 年 01 月 28 日 東京地方裁判所
  - － 判例がどんなものかを知ってもらうため, 原文(pdf)を画面に出す

## 職務発明と特許権 (1)<sub>p.213~216</sub>

- 職務発明は特許法で定義されている
- 特許法についてはエンジニアリングデザイン講義で取り扱うが、特許法の目的と職務発明の定義のみこの講義で述べる

## 職務発明と特許権 (2) p.213~216

### 特許法 (1)

特許法

(昭和三十四年四月十三日法律第百二十一号)

最終改正：平成二〇年四月一八日法律第一六号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

## 職務発明と特許権 (3) p.213~216

### 特許法 (2)

(職務発明)

第三十五条 使用者、法人、国又は地方公共団体(以下「使用者等」という。)は、従業者、法人の役員、国家公務員又は地方公務員(以下「従業者等」という。)がその性質上当該使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至つた行為がその使用者等における従業者等の現在又は過去の職務に属する発明(以下「職務発明」という。)について特許を受けたとき、又は職務発明について特許を受ける権利を承継した者がその発明について特許を受けたときは、その特許権について通常実施権を有する。

2 従業者等がした発明については、その発明が職務発明である場合を除き、あらかじめ使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ又は使用者等のため仮専用実施権若しくは専用実施権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定めのある条項は、無効とする。

## 職務発明と特許権 (4) p.213~216

### 特許法 (3)

3 従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ、若しくは使用者等のため専用実施権を設定したとき、又は契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等のため仮専用実施権を設定した場合において、第三十四条の二第二項の規定により専用実施権が設定されたものとみなされたときは、相当の対価の支払を受ける権利を有する。

## 職務発明と特許権 (5) p.213~216

### 特許法 (4)

4 契約、勤務規則その他の定めにおいて前項の対価について定める場合には、対価を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況、策定された当該基準の開示の状況、対価の額の算定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況等を考慮して、その定めたところにより対価を支払うことが不合理と認められるものであつてはならない。

5 前項の対価についての定めがない場合又はその定めたところにより対価を支払うことが同項の規定により不合理と認められる場合には、第三項の対価の額は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額、その発明に関連して使用者等が行う負担、貢献及び従業者等の処遇その他の事情を考慮して定めなければならない。

## 職務発明と特許権 (6) p.213~216

### 特許法 (5):職務発明の要点

- 問題になるのは実施権 (特許は実施されなければ無意味)
- 従業者等の通常業務の範囲内での (過去または現在の) 発明は**職務発明**
- 職務発明に関して成立した特許の実施権を持つのは使用者等 (第1項)
- 職務発明以外の発明は従業者等のもの, これに反する契約等は無効 (第2項)
- 発明には相当の対価が必要 (第3項)
- 第4, 5項に対価の額に関する記述



## 職務発明と特許権 (7) p.213~216

以下, 知的財産戦略研究会, 100 万人の職務発明, オーム社, 2005 に準拠して説明

### 使用者の職務発明への対応 (1)

- 職務発明の譲渡を受けない:
  - － メリット: 対価不要, 職務発明訴訟のリスク低減
  - － デメリット: 従業者等のモチベーション低下, 企業の知的財産が増えない

## 職務発明と特許権 (8) p.213~216

### 使用者の職務発明への対応 (2)

- 労働契約に職務発明規定を設定せず、従業者が発明をする度に契約書により発明の譲渡を受ける
  - － メリット：職務発明規定を整備する手間が省ける (特許件数が少ない企業では有効な戦略)
  - － デメリット：契約に手間がかかり、また契約が成立しないリスクがある

## 職務発明と特許権 (9) p.213~216

### 使用者の職務発明への対応 (3)

- 職務発明規定を設定する：
  - － メリット：知的財産の強化
  - － デメリット：規定の整備に手間がかかる，訴訟のリスク発生

## 職務発明と特許権 (10)<sub>p.213~216</sub>

### 職務発明規定

職務発明規定は企業等によって様々だが、一般に以下の事項が含まれる

- 予約承継: 職務発明に基づく権利は会社が継承するという規定(職務発明以外には無効), 企業等にとって不要なものは承継しない旨の規定を含むのが一般的
- 発明の届出義務: 遅滞なく従業者等に届出をさせるための規定
- 職務発明の認定: 具体的な認定の手続きを定める
- 補償: 対価等の規定を詳細に定める
- その他: 入社前, 退社後, 出向中の発明, 共同発明の取り扱いなど

## 職務発明と特許権 (11)<sub>p.213~216</sub>

- 職務発明への対価は企業にとってはリスク
- 研究への投資の段階では事業化の可否は不明, 無駄になる投資も多い

## 大学の特許 (1)

- 国立大学法人: 発明は原則として機関帰属
- 公立大学: 地方自治体等によって色々
- 私立大学: 大学によって色々

## 大学の特許 (2)

### TLO(1)

以下の記述の典拠は経済産業省のページ

<http://www.meti.go.jp/policy/innovation-corp/tlo.htm>

- Technology Licensing Organization（技術移転機関）の略称
- 大学の研究者の研究成果を特許化しそれを企業へ技術移転する法人, 産と学の仲介役

## 大学の特許 (3)

### TLO(2):承認 TLO が受けることのできる措置

1. 特許料等の減免
2. 国が委託した研究・開発の成果に係る特許権等の移転・実施許諾に際し国の承認を必要としない
3. 国立大学法人からの出資
4. 信託業の実施
5. 債務保証
6. 技術移転先企業への出資



# 大学の特許 (4)

## TLO(3):関連法規

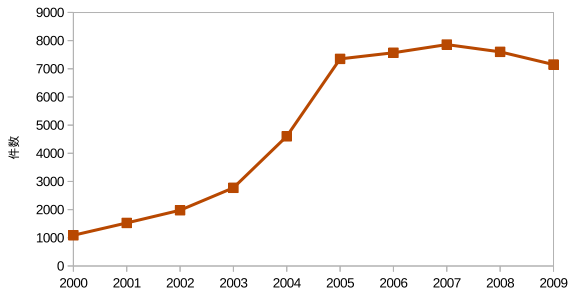
大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律  
(平成十年五月六日法律第五十二号)

最終改正：平成一七年七月二六日法律第八七号

(目的)

第一条 この法律は、大学、高等専門学校、大学共同利用機関及び国の試験研究機関等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進を図るための措置を講ずることにより、新たな事業分野の開拓及び産業の技術の向上並びに大学、高等専門学校、大学共同利用機関及び国の試験研究機関等における研究活動の活性化を図り、もって我が国産業構造の転換の円滑化、国民経済の健全な発展及び学術の進展に寄与することを目的とする。

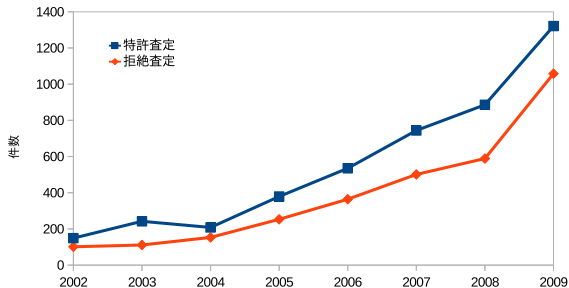
## 大学の特許 (5)



### 大学・承認 TLO の特許出願件数の推移

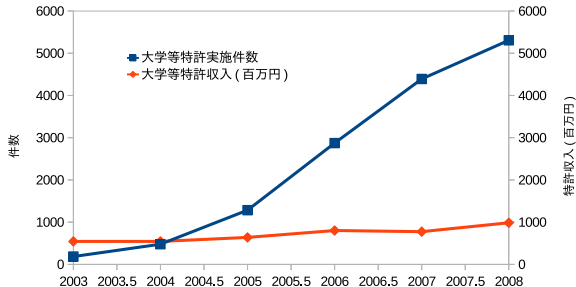
出典： 産業財産権の現状と課題～125周年を迎えた産業財産権制度～特許行政年次報告書 2010年版  
[http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/nenji/nenpou2010\\_index.htm](http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/nenji/nenpou2010_index.htm) (以下同じ)

## 大学の特許 (6)



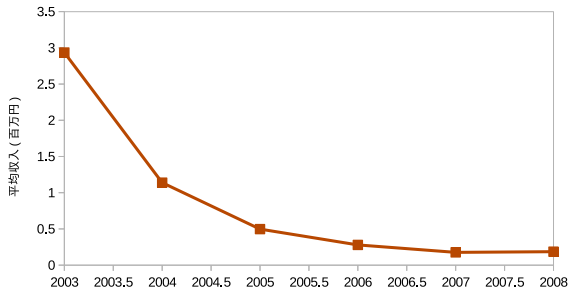
特許査定と拒絶査定の件数

# 大学の特許 (7)



特許実施件数と収入 (百万円)

## 大学の特許 (8)



特許 1 件あたりの平均収入

# 大学の特許 (9)

## 担当者コメント

- 特許出願件数は独立行政法人化以降激増したが、最近は逡減傾向
- 特許実施件数は激増しているが、特許収入は横這い
- 結果として特許1件あたりの平均収入は激減、特許維持に費用がかかることを考えると、これは問題
- 特許が学術論文と同様に研究業績として評価されるようになり、結果として屑特許が増えたのではないか
- 製造業(技術系)の技術者に大学の特許の話をするとう失笑される; ほぼ無価値という認識らしい
- 国全体では、特許申請件数は減少傾向

# 大学の特許 (10)

## 承認・認定 TLO 一覧 (1)

出典: 特許庁のページ <http://www.jpo.go.jp/kanren/tlo.htm>

承認 TLO42 機関, 認定 TLO3 機関 (2011 年 4 月 5 日現在)

TLO 名	関連大学等
(株) 東京大学 TLO(CASTI)	東京大学
関西ティー・エル・オー (株)	関西地域 (京都大・立命館等)
(株) 東北テクノアーチ	東北大学等
学校法人 日本大学 (産官学連携知財センター)	日本大学
学校法人 早稲田大学 (産学官研究推進センター)	早稲田大学
学校法人 慶應義塾大学 (知的資産センター)	慶應義塾大学
(有) 山口ティー・エル・オー	山口大学
(財) 新産業創造研究機構 (TLO ひょうご)	兵庫県下の大学等 (神戸大・関西学院大等)
(財) 名古屋産業科学研究所 (中部 TLO)	名古屋大学, 岐阜大学等
(株) 産学連携機構九州 (九大 TLO)	九州大学
学校法人 東京電機大学 (産官学交流センター)	東京電機大学
タマティーエルオー (株)	工学院大学, 東洋大学, 首都大学東京等
学校法人 明治大学 (知的資産センター)	明治大学
よこはまティーエルオー (株)	横浜国立大学, 横浜市立大学等

# 大学の特許 (11)

## 承認・認定 TLO 一覧 (2)

### TLO 名

(株) テクノネットワーク四国〈四国 TLO〉  
(財) 生産技術研究奨励会  
農工大ティール・エル・オー (株)  
(株) 新潟 TLO  
(財) 北九州産業学術推進機構  
(株) 三重ティール・エル・オー  
(有) 金沢大学ティール・エル・オー  
(株) キャンパスクリエイティブ  
学校法人日本医科大学知的財産推進センター  
(株) 鹿児島 TLO  
(株) 信州 TLO  
(株) みやざき TLO  
(有) 大分 TLO  
学校法人 東京理科大学〈科学技術交流センター〉  
(財) 岡山県産業振興財団〈岡山 TLO〉  
佐賀大学 TLO

### 関連大学等

四国地域の大学 (徳島大・香川大・愛媛大・高知大等)  
東京大学生産技術研究所  
東京農工大学  
新潟大学等  
九州工業大学等  
三重大学等  
金沢大学, 石川工業高等専門学校  
電気通信大学  
日本医科大学, 日本獣医生命科学大学  
鹿児島大学等  
信州大学, 長野工業高等専門学校  
宮崎大学等  
大分大学等  
東京理科大学等  
岡山大学等  
佐賀大学



# 大学の特許 (12)

## 承認・認定 TLO 一覧 (3)

### TLO 名

(株)豊橋キャンパスイノベーション〈とよはし TLO〉  
千葉大学産学連携・知的財産機構  
東京工業大学産学連携推進本部  
富山大学知的財産本部  
群馬大学研究・知的財産戦略本部  
奈良先端科学技術大学院大学産学連携推進本部 TLO 部  
東海大学産学官連携センター  
東京医科歯科大学知的財産本部技術移転センター  
山梨大学産学官連携・研究推進機構産学官連携・研究推進部  
神戸大学支援(同)  
北海道大学産学連携本部 TLO 部門  
静岡技術移転合同会社  
(財)ヒューマンサイエンス振興財団  
(社)農林水産技術情報協会  
(財)テレコム先端技術研究支援センター

### 関連大学等

豊橋技術科学大学  
千葉大学  
東京工業大学  
富山大学  
群馬大学  
奈良先端科学技術大学院大学  
東海大学  
東京医科歯科大学  
山梨大学  
神戸大学  
北海道大学等  
静岡大学等  
厚生労働省所管の研究機関等  
農林水産省所管の研究機関等  
(独)情報通信研究機構

## 大学の特許 (12)

### 沖縄は...

- 承認・認定 TLO はない
- 琉球大学産学官連携推進機構 <http://www.iicc.u-ryukyu.ac.jp/> は活動中
- 琉球大学が保有する特許, 実用新案の一覧:  
<http://www.u-ryukyu.ac.jp/coalition/chizai/chizai-list.html>
- 関連会社: 沖縄 TLO <http://www.okinawa-tlo.com/>

- 教科書では起業の自由がやけに強調されている; これは著者がコンサルタント業を営んでいる関係だと思われる
- 起業には, 財務, 会社法などの知識が必要; 日本ではベンチャービジネスの成功率は著しく低い; 熊本経済同友会のページ  
[http://www.kuma-doyukai.com/it\\_seminar/2006/2006-03.html](http://www.kuma-doyukai.com/it_seminar/2006/2006-03.html) に 0.3%程度が通説という記述がある
- ストックオプション (自社株購入権, 役員・従業員などがあらかじめ決められた価格で自社株を購入できる権利 (桜井・須田, 財務会計・入門, 第8版, 有斐閣, 2011)) によって報酬を受け取るという選択肢もある
- それ以外に共同経営という選択肢もある

## 課題

教科書 [2], 事例 VII(研究成果は誰のものか) を読み, 57 ページ② (排他的独占権の功罪) について考え, 見解を述べよ. まわりの人と議論してよいが, 自分の言葉で考えをまとめること.